

常務理事	事務長	課長	課長補佐	課長補佐	担当者

## 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①または②の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。  
(①、②以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被保険者情報	被保険者等	記号	9280	番号	
	氏名	(フリガナ)		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため		
	新たに加入した健康保険の被保険者等の記号番号	記号	番号
	適用事業所の名称		
	資格取得年月日	令和	年 月 日
<input type="checkbox"/> ② 任意継続被保険者でなくなることを希望するため			

### 【添付書類と留意事項】

喪失事由	留意事項等
①の方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 添付書類<ul style="list-style-type: none"><li>・ 任意継続被保険者の発行済みの被保険者証または資格確認書（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて添付してください。</li><li>・ 新たに取得した被保険者等記号・番号、資格取得日が記載されている書類のコピー</li></ul></li><li>● 留意事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資格喪失年月日は、新たに加入した健康保険の資格取得年月日となります。</li><li>・ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。 * 資格取得と同月内に資格喪失となった場合は、資格喪失月も保険料がかかります。</li></ul></li></ul>
②の方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 任意継続被保険者の発行済みの被保険者証または資格確認書（被扶養者分を含む）について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記証書については、申出月の月末までは使用することができますので、この申出書には添付せず、申出月の翌月1日以降に業務部あてに返納してください。（高齢受給者証なども同様です。）</li></ul></li><li>● 留意事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資格喪失年月日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。</li><li>・ 保険料は、この申出書を当組合が受理した日の属する月分までがかかります。</li><li>・ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。</li><li>・ 資格喪失後、「資格喪失通知書」を発行しますので、国民健康保険等の加入手続きの際に使用してください。</li></ul></li></ul>

※健康保険組合記入欄

資格喪失日	令和	年	月	日		
資格確認書等回収	枚中	枚回収				
保険料還付	有	無				
還付期間	令和	年	月	～ 令和	年	月